

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号：26地福第1788-3号)
訪問調査 実施日：平成27年12月 9日(水)

②事業者情報

名称：(法人名) 小牧市(社会福祉法人 檸檬会) (施設名) 小牧市立第三保育園	種別：(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名：(園長) 尼崎 尚子	定員(利用人数)：160名
所在地：〒485-0013 愛知県小牧市新町三丁目135番地	TEL：0568-77-0514

③総評

◇特に評価の高い点

◆ぶれない保育の基本

「障害児保育が保育の基本」として、園長は障害児保育を通して職員の育成を図ろうとしている。子ども一人ひとりに丁寧に関わり、子どもの長所や個性を引き出す保育を追求している。それは園が基本方針として実践している3つの「心」を育てる保育にも通じている。「人・命を愛する心」、「自然と共に生きる心」、「想像(創造)する心」、これらの3つの「心」を丁寧な保育の中で育もうとしている。すべてが、法人理念の「…笑顔あふれる子どもの住む 未来の地球のために」に、帰結している。

◆積極的な地域との係わり

3つの「心」の内の「想像(創造)する心」を育むためには、人や地域社会とのつながりが不可欠であるとして、着任1年目から園長が地域の中に飛び込んでいる。園の目指す保育の方向性や現代の子どもたちのありのままの姿を正確に伝え、地域の正しい理解につなげようとの思いからである。園長手作りの「通信」を地域に配布し、隣接する児童館では月に2回「なおこの部屋」をオープンして地域との対話を試みている。まだまだ成果としては見るべきものはないが、明るい兆しも見えてきている。地域住民から、子どもたちのために衣類の贈り物があった。

◆地域ニーズに応えて

次年度から、乳児の一時保育用の保育ルームが増設される。今年度、態勢が整わずに障害児の申し込みを断ったいきさつがあるが、次年度は現在の障害児、気になる児に新たな仲間が加わることとなる。長年の保育現場の経験から、「障害児保育が保育の基本」との思いを持つ園長にとっては、次年度の障害児受け入れ拡充は胸のつかえが下りた心地であろう。休日保育、延長保育、乳児保育、一時保育、障害児保育と、受け入れる子どもの数の少ないものもあるが、地域の子育てニーズに応えるための豊富なメニューを揃えている。

◇改善を求められる点

◆客観性のある人事考課のために

法人主導の人事考課制度が運用されており、結果が処遇面や人材育成面に使用されている。職員個々が自己評価を実施し、それを上司(園長)が考課し、二者の差異を本部に連絡するとともに、フィードバック面接で職員にも明らかにして指導につなげている。しかし、考課を実施する上司(園長や副園長)に対しての考課者教育・訓練が実施されていない。人事考課については、陥りやすいエラーとして、「ハロー効果」、「中心化傾向」、「寛大化傾向」、「対比誤差」、「論理誤差」、「近隣誤差」等があり、人事考課の客観性を担保するためには考課者に対する相応の教育・訓練が必要となる。園長会や本部への問題提起を望みたい。

◆ボランティアの有効活用を

地域との交流・連携を考える時に、「懸け橋」となるボランティアの存在をないがしろにすることはできない。多くのボランティアが園に出入りすることによって地域の理解は一層深まるであろうし、子どもたちは多種多様な人々と交わることによって社会性を身に付ける。「積極的なボランティアの活用は民営化になってから」との園長の思いもあるが、園を進める3つの「心」の育成には、今すぐにもボランティアの活用を図ることが望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

小牧市より指定を受け2年間保育園を運営してきましたが、色々な規定の中で法人の思いや私自身の思いを積極的に保育に繋げることができませんでした。しかし出来る事から進めてきた事を評価して下さい、本当に嬉しく思っています。平成29年度民営化に向けて、法人理念・保育理念について職員全員が理解して、より良い保育を目指していきたいと思えます。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	① ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	① ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ② ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

指定管理者制度に移行して2年目であるが、市のめざす子ども像を尊重しつつ園独自の方針を打ち出している。「人・命を愛する心」、「自然と共に生きる心」、「想像(創造)する心」、この3つの「心」を育てることを使命と捉えている。職員の半数が在職1年未満であることから、3つの「心」を具現化した目標カードを携行しており、理念教育を柱に職員育成が展開されている。保護者アンケートでは、保護者の理念周知が進んでいるようではあるが、一部保護者の理解不足による問題が発生した。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ② ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ② ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	① ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	① ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

平成26年度から28年度までの3年間で市の指定管理者制度の下での保育とし、29年度に民営化の予定である。市への3年間の計画書は提出されているが、園の事業計画策定の基となる形では一般に公開されていない。職員の大量の入替えがあったため、事業計画の策定に全職員が関わったというわけではないが、「平成27年度保育園経営案」には、18項目の具体的な事業内容が網羅されている。それぞれの項目について、進捗状況の中間評価を実施している。職員にとっては保育の方向性を示す道先案内となっているが、保護者にとっての関心事は行事計画が中心になっている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉠ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉠ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉠ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「運営機構及び職務分担」により、園長の責任の所在が明確になっている。指定管理者制度への移行に伴って着任し、行政との折衝や保護者対応、地域社会への取り組み等、渉外関係を一手に引き受け、強い責任感をもって園運営を切り盛りしている。コンプライアンスに関しては、若い職員への周知・理解が課題となっており、今後の研修等による指導・育成に期待したい。

今回の第三者評価受審は市の方針によるものであるが、この機会を活用して保育サービスの質の向上を目指す考えも持っている。「障害児保育が保育の基本」との信念があり、職員が揃わずに受け入れを断った「障害児保育」に関しては、次年度積極的に受け入れる方針である。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ ㉠ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ ㉠ ・ c

評価機関のコメント

指定管理者制度上の公立保育園という立ち位置にあり、市からの情報を最重要情報として意識している。法人の園長会が毎月テレビ会議の形で実施され、制度上の最新情報はここから入ってくる。年間3回、法人の園長が集まる研修会があり、ここでも有益な情報交換がある。改善すべき課題として、「人材育成」、「保育室の環境整備」、「人間関係」を挙げており、次年度から具体的な改善活動が始まる。

法人監事による内部監査は実施されているが、外部の専門機関による監査の実施はない。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉑ ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ㉑ ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	㉑ ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉑ ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	㉑ ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ㉑ ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉑ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ㉑ ・ c

評価機関のコメント

「障害児保育が保育の基本」として、障害児保育を通して職員の育成を図ろうとしているが、1～2年目は離職した職員の補充が最優先の人事管理であった。人事考課制度は法人の仕組みに則って実施されているが、園長、副園長クラスに対する「考課者訓練」の実施がなく、制度そのものの客観性が問われる。精神的に不安定な職員に対しては園長がカウンセラーとなって対応しており、配置転換、職場異動、専門医への受診を推奨する等の適切なケアがある。教育・研修の方向性は「経営案」の中で示されているが、職員個々に明文化した研修計画はない。保育実習生の受入れはあるが、記録の整備に一考を要す。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	㉑ ・ b ・ c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	a ・ ㉑ ・ c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	㉑ ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉑ ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもの安全を守るマニュアル類は、市が定めたマニュアルと法人が定めたマニュアルの2本立てであるが、ダブルスタンダードの弊害を防止するため、市の「小牧市立保育園業務マニュアル」を優先使用している。保護者へは、「入園のしおり」で子どもの安全に関する詳細な情報を提供している。吐瀉物に対する装備品の用意もある。計画に沿って防災訓練等の実施はあるが、外部関係先との連携した取り組みはない。

一部の遊具で老朽化が目立つが、2ヶ月毎の業者による定期点検と職員による毎日のチェックで大きな事故の発生はない。薬を服用する子どもに関しては、看護師による管理が徹底しており誤薬事故の報告はない。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ② ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	a ・ ② ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ② ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

「子どもの育ちに地域力は不可欠」とする園長の熱い思いがあり、着任早々地域との交流・連携に力を注いでいる。園長手作りの「通信」を地域に配布し、隣接の児童館では週に2日「なおこの部屋」をオープンして地域との対話に努めている。地域の理解を得るがための取り組みである。中学生の福祉体験ボランティアが訪問しているが、本格的な受け入れは民営化後と考えている。主要な関係先は事務室に掲示があるが、関係機関との連携、ネットワークづくりは次年度以降に計画されている。

地域ニーズに応えるため、次年度には乳児の一時保育ルームの増設計画があり、障害児保育も拡充する計画である。

評価対象 III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
III-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
III-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
III-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	① ・ b ・ c

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	① ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ② ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

外国籍の子が多くブラジル11人・中国3人・フィリピン5人・ベトナム1人と多国籍である。ローマ字表記やルビふりに対応し、園の便りは市役所の協力を得ており、懇談時には本人が知人等の通訳を同伴したりしている。一人ひとりを尊重する保育実践の取り組みとして、肌の色の違いを人形遊びの中で自然と知ってほしいと、顔の色の違う人形が環境として用意されている。男性保育士も2名いて、性差の対応の配慮もされている。利用者の意識調査のアンケートを行事ごと(夏祭り・運動会等)に取っているが、結果の分析や検討が行われていない。保護者への結果公表も十分ではない。保護者が意見を述べやすい環境の工夫として、隣接する児童館を借りる等して、意見や苦情等の結果に基づく検討会議を進める組織づくりを検討されたい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価の受審は初めてである。評価項目の理解・熟知に時間が掛かり、職員で共有するには不十分であったと主任保育士の声がある。しかし、自己評価を通して標準的な実施方法の必要性が確認できたという点で、保育経験の浅い保育士の育成に役立った。見直しの方法はPDCAサイクルの活用を推奨したい。記録の管理は小牧市に準じ適性に管理されている。法人独自の記録簿等も規程を基に管理されて良好であるが、今後保護者から情報の開示を求められることも想定し、開示規程の整備と保護者理解にも配慮されたい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	a ・ ㉔ ・ c

評価機関のコメント

保育園の情報提供や資料の設置場所が市役所と保育園のみであり、サービスの選択に必要な情報提供の窓口が少ない。見学者や体験利用者には、主に園長がその都度対応するものの口頭の説明のみである。初めての利用希望者(保護者)が理解しやすく、漏れをなくすためにも、説明資料を利用して対応することが望ましい。保育サービスの変更や転園児への対応は、文書化した手順がない。保育の継続性に配慮し、手順や引き継ぎ書、保育終了後の相談窓口の設置も含めた文書を作成することが望まれる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	a ・ ㉔ ・ c

評価機関のコメント

アセスメントは利用が決定してから保護者に市から用紙が届く。記入後、園長が面接法で確認のための聞き取りを実施している。決められた様式に身体面・生活状況等を把握して記入するが、個人記録には保護者のニーズ(早・延長、休日等)や子どものニーズ(小食・偏食・アレルギー)等把握はされるものの、一覧表どまりで個人記録ファイルには記入されていない。子ども個々の記録が全て分かるようなファイルの工夫が望まれる。保育課程に基づく実施計画が作成されており、障害児、乳児と個別の指導計画も作成されている。実施計画の評価・見直しに関しては、PDCAサイクルの活用を意識した取り組みを望みたい。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	㉔ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ ㉑ ・ c

評価機関のコメント

保育課程は小牧市が策定したものを使用しており、職員の参画にはやや欠ける。当園の特徴でもある休日保育、一時保育、延長保育等、多様な保育サービスが展開されており、子どもの生活の連続性に配慮した編成を望む。若い保育士の育成のための園内研修で「環境の保育」を目指し、法人の運営する他園の環境構成、主に物的環境を中心に県外視察を行っている。すぐできること、子どもの育ちを待つこと、コーナーづくりと素材との関係等、他園の環境を見ることは新任保育士には有効であろう。子どもたちが選んで遊べる環境には近づいている。園庭に大きな桜の木があり、四季を感じる園である。園長手製の干し柿が廊下につるされ、四季(初冬)を感じる工夫もある。定期的な評価・反省の仕組みづくりに期待したい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

			第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	㉑ ・ b ・ c

評価機関のコメント

一人ひとりを大切にする保育、子ども受容の理解について、保育士の態度や姿勢のみに終わらせずに、園内研修を通して実践レベルで全職員対象(臨職含む)に深まりを求めて職員研修を年間3回行っている。実践では難しい項目(人的環境)に、園を挙げて取り組んでいることを評価したい。地道であるがこうした取り組みを今後も継続してほしい。障害児は3名、気になる子どもも3名いるが、保育は加配保育士で統合保育を行っている。一人ひとりを大切にする保育の実践が生かされており、どの子どももクラスに溶け込んでいる。統合保育の良さがうかがえる。毎日の細かい記録はないが、個別の指導記録はある。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	a ・ ② ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	③ ・ b ・ c

評価機関のコメント

虐待ケースは2件あり、保護者から隔離したケース1件、要保護ケースは2件と、心の痛むケースに対応している。両ケースとも、他機関との連携等で、現在は穏やかな毎日を送っている。虐待のマニュアルは機能しており、必要な時には速やかに関係機関に繋げている。今後も虐待予防のため、日頃から兆候を見逃さないよう保護者・子どもの様子に最新の注意を払うことや職員の意識を涵養するような取り組みを期待したい。保護者アンケートでは、送迎時の対話・連絡帳の活用・保育参加・懇談会等、保護者は何らかの形で育児支援を受けていると感じている。しかし、簡易な日常的な育児相談(送迎時等)については記録されておらず、必要なものは記録に残すことが望まれる。